

○島根県警察名誉師範の称号に関する訓令

(昭和50年3月17日島根県警察訓令第5号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、島根県警察名誉師範(以下「名誉師範」という。)の称号を授与することについて、必要な事項を定めるものとする。

(称号の授与)

第2条 島根県警察本部長(以下「本部長」という。)は、第3条に定める名誉師範選考委員会で選考された者に対して、島根県警察を冠した柔道名誉師範、剣道名誉師範又は逮捕術名誉師範の称号を授与することができる。

(名誉師範選考委員会)

第3条 島根県警察本部に名誉師範選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 選考委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、本部長をもって充てる。

4 委員は、警察本部の部長、首席監察官及び警察学校長をもって充てる。

5 委員会に、書記1人を置き、警務部人材育成課長をもって充てる。

(選考基準)

第4条 名誉師範の選考は、島根県警察柔道、剣道又は逮捕術の師範等として多年にわたり勤務し、かつ島根県警察の職員でなくなった者で、次の各号のいずれにも該当するもののうちから選考する。

(1) 人格、識見ともにすぐれ、一般の模範となると認められる者

(2) 柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に顕著な功績があった者

(3) 師範又は準師範として通算10年以上勤務した者

(上申手続)

第5条 警務部人材育成課長は、名誉師範の選考基準に該当する者があると認めるときは、次の事項を具備した名誉師範の称号授与上申書を本部長に提出するものとする。

(1) 履歴書

(2) 柔道、剣道又は逮捕術の普及振興に寄与した業績の概要

(3) その他参考となる事項

(称号の取消)

第6条 名誉師範の称号を授与された者が名誉師範にふさわしくない言動又は非行があったときは、選考委員会の審議を経てその称号をそう失わせることができる。

(様式)

第7条 名誉師範の称号は、様式第1号により授与するものとする。

(事務処理)

第8条 この訓令に定める事務は、警務部人材育成課において行う。

(台帳の整備)

第9条 警務部人材育成課長は、様式第2号の名誉師範名簿を備え、所要事項を記録するものとする。

附 則

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成14年1月28日島根県警察訓令第1号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成15年9月26日島根県警察訓令第29号）

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日島根県警察訓令第21号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日島根県警察訓令第19号）

この訓令は、制定の日から施行する。

様式 〔略〕